

事業所における自己評価結果(公表)

討議年月日: 令和 6年 2月 29日

公表: 令和 年 月 日

事業所名 イロドリ江南

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	3	3	活動時には、2グループに分ける等、スペースを有効活用しながら安全に過ごせる様に配慮している。	活動内容やスペースに合わせて利用人数を調整していく。
	2 職員の配置数は適切である	6		児童数に応じて職員配置調整を行っている。	児童数に応じて十分な職員配置をしている。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6			
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6		活動部屋のマットをクッション性のあるマットにするなど環境設定を整えている。	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	6		気になる点がある時は職員間で話し合い、共有している。	
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6		保護者様のご意見は職員間で共有していき、改善に繋げていけるようにしている。	送迎時等に、ゆとりを持って送迎を組み、保護者様の意向を聞き取る時間を設け、把握に努め業務改善に繋げる。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6			
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	3	3		今後、検討していく。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6		定期的に研修を行い職員のスキルアップに繋げている。	
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6			アセスメントの理解を職員間でしっかり話し合い、作成していく。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	6			
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	6			
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6			
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	6		毎月、ミーティングを行いプログラムを決めている。	毎年、新しいプログラムの立案を事業所全体で考案している。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6		毎月、ミーティングを行いプログラムを決めている。	活動プログラムの見直しをしていき、新しいプログラムを取り入れていく。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	6			
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6			日々、お子様の支援については情報共有、確認、伝達を怠らないようにする。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	6		支援終了後には、気になったことは話し合いをし、共有している。	その日に話し終わらない時には、毎月行うミーティング会議で話し合うようにする。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6		利用状況表の他、個々に用意したイレイトレーンング表など記録を残し、必要な場合は保護者様に提示している。	
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6			ミーティングで、モニタリングが必要な児童を毎月あげ、目標や課題について話し合いをする。	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6				
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	6		江南市、こども福祉部会に参加し、連携している。	市内の保健所、及び保育園と連携し、支援に繋げていくようにしていく。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている					現在、医療ケアが必要なお子様のご利用がない為、対応しておりません。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている					現在、医療ケアが必要なお子様のご利用がない為、対応しておりません。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		就園に向けて必要な情報を提供して、情報共有及び相互理解に努めている。		
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6		就学に向けて必要な情報を提供して、情報共有及び相互理解に努めている。		
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	5	1			今後は連携を強化できるように検討していく。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		6			活動する機会を市とも話し合い増やしていきたい。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	6				
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6				
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	5	2			必要に応じて行っていく。また全職員で情報共有しながら研修も行っていく。
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6				保護者には徹底して丁寧に説明しているため、職員間もそういった事実を周知していく。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6				
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6		送迎時等に保護者様からの相談等、しっかり聞き取り必要な時は助言も行う。		職員間で情報共有をしっかりと行う。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		6			今後、検討していく。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6				
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6				
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	6				
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6				
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	6				今後は交流機会を検討していく。
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	6				保護者様にしっかり説明が出来るように、全職員で再度確認する。

非常時等の対応	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6		市(防災安全課)とも連携し災害時の避難訓練を実施、報告している。	今後は回数を増やしていくなど、訓練機会を増やしていく予定。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	6		保護者様との情報共有を密にして、適時、状況を確認できるようにしている。	保護者様との情報共有を密にして、適時、状況を確認できるようにしていく。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6			
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6		ヒヤリハット報告書を作成し、職員間で情報共有している。	事例に基づき、ミーティング等で話し合うと共に、対策を考え共有する。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6		虐待防止委員会の設置、責任者の配置、研修の実地を行い、虐待防止に繋げている。	日々の支援の中で虐待防止に意識を高く持ち、定期的に研修も行っていく。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	6			やむを得ず身体拘束を行う場合は、独自で決めず、事業所で話し合い決め、保護者様からの理解を得た上で、児童発達支援計画書に記載する。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。

※無回答の回答があった設問はその分回答数が減らした表記となっています。